

## 保証委託約款

委託者（以下、「利用者」という。）は受託者株式会社日本料金保証（以下、当社という。）に対し、利用者とガス・灯油等の供給事業者（以下、「事業者」という。）との供給契約（以下、「供給契約」という。）に基づく利用者の事業者に対する料金支払債務につき以下の条項により連帯保証を委託し、当社はこれを受託する。

### 第1条（保証委託）

1. 利用者は当社に対し、供給契約に基づいて発生する料金支払債務について連帯保証を委託し、当社はこれを受託する。
2. 保証の対象となる供給契約は家庭用のものに限られ、事業用と家庭用が一体となった供給契約は対象外となる。
3. 供給されたガス・灯油等供給にかかる料金以外の債務については保証の対象とならない。
4. 保証委託契約（以下、「本契約」という。）は、利用者が本契約を締結（署名）し、保証料を支払ったときに成立する。
5. 本契約の締結及び変更、解約等に際し、事業者が取得した利用者の情報を当社に提供することを利用者は承諾する。

### 第2条（保証料）

1. 利用者は契約書に記載されている保証料を、事業者を通じて当社に支払う。
2. 利用者と事業者との供給契約が終了した場合、料金に滞納がないときは本契約も終了し、利用者は残期間（年単位で計算し端数は切り捨てる。）に相当する保証料を当社に対し返還請求することができる。
3. 利用者が前項の請求をするには当社所定の請求書を使用することとし、供給契約が終了したこと、滞納料金が存在しないことについて、事業者の証明を受けた上で、当社に郵送しなければならない。
4. 保証料の返還は銀行振込の方法で行い、振込手数料は利用者の負担とする。
5. 保証料返還請求権と保証料支払債務を相殺することはできない。

### 第3条（保証期間）

1. 本契約による保証の期間は、保証委託契約締結日の翌月1日から10年間とする。
2. 利用者が同一事業者との供給契約を継続する限り、供給場所や住所を変更した場合であっても保証委託契約は継続する。但し、事業者と利用者が新たな供給契約を締結した場合は、従前の保証委託契約は終了し、新たな保証委託契約を締結しなければならない。
3. 利用者が料金を滞納し、当社が事業者に対して保証履行をした場合、本契約は終了する。この場合、利用者は当社に対して残期間に相当する保証料の返還を請求することはできない。
4. 利用者が料金債務を滞納し当社が保証履行した場合、保証履行した金額を利用者が当社

に支払った場合は、再度、保証委託契約を締結することができる。

5. 事業者と当社との間の取引基本契約が終了した場合でも、利用者と当社との保証委託契約、事業者と当社との保証契約はいずれも終了することなく各契約の期間満了まで継続する。

#### 第4条（保証範囲）

当社は、利用者の事業者に対する料金支払債務（遅延損害金は対象外とする。）について、以下の限度において連帯保証する。

- (1) 利用者の3ヶ月分の滞納料金または5万円のいずれか低い金額を上限とする。
- (2) 事業者が保証請求した月の前24ヶ月間に締結した保証契約の保証料合計額から、同期間に事業者が保証履行を受けた合計額を差し引いた残額を当月の保証履行可能限度額とする。

#### 第5条（保証債務の履行請求）

1. 利用者が供給契約に基づくガス料金支払債務の履行を遅滞した場合、事業者が当社に対し保証履行請求するに当たって、事業者が利用者の滞納状況及び督促状況等の情報を当社に提供することを利用者は承諾する。
2. 利用者が供給契約に基づく債務の履行を遅滞したため、当社が事業者から保証債務の履行を求められたときは、当社は利用者に対して事前に通知することなく保証を履行することができる。

#### 第6条（求償）

当社が保証債務を履行したときは、当社は利用者に対して求償することができる。利用者は当社の銀行口座（三井住友銀行金沢支店口座番号 6816970）に振り込む方法で滞納料金を支払うものとする（振込手数料は利用者の負担とする）。利用者は当社に対し、保証履行日の翌日から支払済みまで年5%の割合による遅延損害金を支払わなければならない。

2. 当社の利用者に対する求償権の消滅時効期間を1年間とする。
3. 利用者は当社に対し、保証履行日から1年間を経過した日に消滅時効を援用する。

#### 第7条（反社会的勢力の排除）

利用者は、当社に対し、現在または将来にわたり、自らまたは同居の家族が、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者も含む）、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等もしくはこれらに準ずるもの（以下、これらを「暴力団員等」という。）に該当しないことを表明し、これを確約する。

2. 当社は、利用者が前項に違反した場合には、利用者は何ら催告をすることなく、本契約を解除することができる。
3. 前項の規定によりこの契約が解除されたことにより、利用者が損害を受けた場合も、当社は何ら損害賠償義務を負わないものとし、利用者は当社に対しなんらの請求（保証料返還を含む）も行わない。

4. 利用者は当社が受けた損害を賠償しなければならない。

第8条（約款の変更）

当社は必要があるときは民法の定めに従い、この約款を変更することができ、その内容は当社がインターネットのサイトに掲載することにより周知するものとし、利用者は変更後の約款に従うものとする。

第9条（その他事項）

本契約に定めのない事項については、民法・その他法令や慣行に従い、双方誠意を持って協議・解決するものとする。

第10条（合意管轄裁判所）

本契約に関して利用者当社間で紛争が生じた場合は、当社の本社の所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を以って専属合意管轄裁判所とする。

以上